

国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

事務・事業名	美容師の登録事務	担当部局・担当課室	医薬・生活衛生局生活衛生課
		評価実施時期	令和4年3月
根拠法令等	美容師法（昭和32法律第163号）第5条の3	類型	登録
		指定等の形態	指定
事務・事業の概要	<p>○事務・事業創設時の趣旨 都道府県知事が処理することとなっていた美容師資格制度は、試験事務を指定試験機関が行い、登録事務は都道府県知事が自ら行っていたが、平成7年に美容師法が改正され、試験事務及び登録事務は厚生大臣（当時）が行うこととなり、併せて指定登録機関制度が創設され、平成10年4月から施行された。</p> <p>この結果、試験事務及び登録事務を一体的かつ効率的に処理するため同一の公益法人を指定試験機関及び指定登録機関に指定し、美容師登録事務を行わせることとした。</p> <p>○事務・事業の内容 美容師の免許に関する事項を美容師名簿に登録する事務。</p>		
事務・事業の目的	美容の業は、美容師法第6条により、美容師の免許を受けた者でなければ行うことができないことから、美容師試験に合格した者の申請により、厚生労働大臣が備える美容師名簿に登録することにより免許を与えることを目的とする。		
関連する政策目標等	—		
法人の指定等の状況	別紙のとおり		
指定・登録等の基準に対するよくある問合せと回答	特になし		
料金等・積算根拠	別紙のとおり		
事務・事業の実績等	<p>○実績（令和3年度） 新規登録件数 17,936件</p>		

	<p>○事業収入（令和3年度） 新規登録手数料収入 93,267千円</p>
国からの補助金等	なし
事務・事業の見直し状況（これまでの検証）	<p>○組織の改廃 平成20年度以降、順次、組織の改廃を行い、47あった地方事務所を7事務所に集約し、職員を73名削減した。 また、本部事務所の移転も行い、管理費の縮減を図った。</p> <p>○事務処理の迅速化 システム及び事務処理方法を見直し、申請から免許証交付まで1か月かかっていたものを1週間で交付できるようにした。</p> <p>○ホームページの改修 時代のニーズに合わせ、ホームページを携帯端末対応のため大幅な改修を行い、受益者の利便性が向上した。</p>
事務・事業の必要性・有効性等	<p>○事務・事業の必要性 美容師法では、美容の定義について「パーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすること」とし、これを業として行える者を美容師に限定している。</p> <p>美容師免許は、厚生労働大臣が指定する養成施設において、美容を業として行うに際して必要な保健・衛生の知識、法令の内容、美容において使用する器具の取扱い方法及び美容の専門技術等を修得し、養成施設を卒業後に美容師国家試験に合格した者に与えられるものであり、全国水準の知識・技能が求められることから国が事業を行う必要がある。また、美容師法第5条の2により、美容師の免許は名簿に登録することにより行うこととされており、美容師が資格者であることを証明するために必要な事項である。</p>
事務・事業の執行体制の妥当性等	<p>○指定等を行う妥当性 行政事務の簡素合理化の観点から、厚生労働大臣が自ら実施することは行政事務の肥大化を招き問題があるため、外部の公益性・技術的基礎・経理的基礎を有する公益社団法人又は公益財団法人において事業を行う必要がある。なお指定法人は、不特定多数の者の利益の実現を目的とする公益性や、法人関係者に利益を分配したり、財産を還元することを目的としない非営利性を満たしている必要がある。</p> <p>○事務・事業実施主体の適格性 当該登録事務は、全国統一的に行っていいる国家資格に関する事務であり、試験事</p>

	務を行う法人が登録事務も一緒にすることで効率的な事務が行われるところである。登録制度に移行し、複数の法人が事務を行うことは効率性の観点から問題があり、登録制度にはそぐわない。
政策効果の把握の手法及びその結果	指定法人との常時の調整や聞き取りから、本事務・事業については適切かつ効率的に実施されていると判断される。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	特になし
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	特になし
評価結果の総括 (現状分析 (事務・事業の評価) と今後の方 向性)	厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会報告書（平成22年12月27日）を踏まえ、「生活衛生関係営業等衛生問題検討会」において、指定制度の在り方等について検討を行った。 検討の結果、現行制度の下で継続して実施し、情報公開と説明責任を果たすこととし、問題の発生があれば、同検討会で報告することとなっている。
備考	

別紙

合計 1 法人

- ・公益財団法人 1 法人

法人名	指定等の時期	連絡先 (T E L)	料金等・積算根拠
公益財団法人（1 法人）			
公益財団法人理容師 美容師試験研修セン ター	平成 10 年 4 月	03-5579-0211	<p>【美容師登録手数料】 人件費 (2,600 円) + 物件費 (2,600 円) = 5,200 円</p> <p>【美容師免許証書換交付手数料】 人件費 (1,360 円 + 物件費 (2,390 円) = 3,750 円</p> <p>【美容師免許証再交付手数料】 人 件費 (1,650 円) + 物件費 (2,500 円) = 4,150 円</p>